

南相馬市商店街空き店舗対策事業補助金

空き店舗 改装費補助の概要

本制度の目的

商店街の昼の賑わい創出のため、指定する地域内にある空き店舗を活用し、商店街等の同意を得て、市が指定する業種の事業を行う場合、予算の範囲内で店舗の改装工事費の一部を補助します。

指定する地域とは・・・本市の中心市街地、駅前等市街地、商業地域等（市の計画や調査、法律に基づき定められた区域です。詳しくは、別紙の地図をご確認ください）

空き店舗とは・・・直前の店舗の閉店（賃貸借契約解約日）から、今回の営業に伴う賃貸借契約日までの期間が3ヶ月以上経過している店舗

市が指定する業種とは・・・別紙 対象業種をご確認ください。

申請できる方

下記の（１）（２）の両方に該当する方、及び（３）の条件を守れる方

（１）次のいずれかに該当する方

- ・商店街振興組合
- ・事業協同組合
- ・任意商店会
- ・商工会議所
- ・商工会
- ・法人（中小企業者に限る。）
- ・個人事業主

（２）次のすべてに該当する方

- ・食品衛生法や建築基準法等、関係法令に違反していないこと
- ・空き店舗所有者と同一世帯に属し、又は生計を一にするものでないこと
- ・空き店舗所有者と２親等以内の親族でないこと
- （法人所有の場合、法人の役員及び株主がすべて２親等以内の親族でないこと）
- ・空き店舗所有者と雇用関係にないこと
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の適用を受ける事業所でないこと
- ・暴力団員の統制の下にないこと
- ・公序良俗に反する営業をしないものであること
- ・宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものでないこと
- ・過去にこの補助金を同一事業で利用したことがないこと
- ・１年以上の賃貸借契約を締結して事業を行うものであること
- ・店舗の属する商店街組織に加入し、当該組織から出店の同意を得た対象業種であること
- ・市町村税の滞納がないこと

（３）交付条件

- ・市内に既にある店舗を移転する場合は、移転前の店舗を空き店舗等としないこと。
 - ・営業開始日から３年間、市が指定する支援員の指導を年２回受けること。
 - ・午前１０時から午後３時までの間に２時間以上の営業を週４回、かつ、営業開始日から３年以上継続的営業を営むこと。
 - ・営業から３年間、月ごとの事業収支の分かる書類を６か月ごとに市長に提出すること。
- 上記（１）～（３）に虚偽・不正があった場合、補助金を返還していただく場合があります。

補助対象経費及び補助率等

補助対象経費：空き店舗改装費

内装工事、外装工事、給排水衛生設備工事、電気工事、冷暖房設備工事に要する費用
カウンター、照明設備、店舗看板等で建物と一体となったものの設置に要する費用を含みます。

厨房設備、給湯設備は含みません。また、備品の購入費は対象外です。

補 助 率 ： 1 / 2 以内

限 度 額 ： 下表のとおり、所在地及び施設の種類により限度額が異なります。

補助申請時期：改装工事着手前かつ営業開始前

	中心市街地	駅前等市街地	商業地域等
原 町 区		—	
鹿 島 区	—		駅前に含まれる
小 高 区	—		駅前に含まれる
限度額（店 舗）	200 万円	200 万円	200 万円

交付決定した日の属する年度内に工事を完了すること

補助金の申請から交付までの流れ

事前相談 空き店舗状況、指定区域内、対象業種、申請資格、申請条件、手続き等の確認
申請受付 下記 ~ の書類を揃えて商工労政課へ提出してください。

要綱に定める『補助金交付申請書』『収支予算書』『事業計画書』

貸し店舗所有者の『空き店舗確認書』

商店街振興組合、商店会等の『出店同意書』

賃貸借契約書（写）

賃借物件の平面図及び位置図

市町村税の完納証明書又はそれに代わる書類

改装工事の見積書の写し、改装工事前の空き店舗の写真

3 年事業継続計画書

誓約書

申請は必ず改装工事着手前にしてください。

書類審査 3 年間の事業継続性、商店街への貢献度、書類・資格条件等の確認

申請書類の審査終了後、補助金の交付の可否を決定し、申請者に通知します。

申請者は、交付決定後に改装工事を実施してください。

実績報告 事業（改装）完了から 15 日以内に、下記 、 の書類を提出してください。

要綱に定める『実績報告書』『収支精算書』『事業実績書』

改装工事の請求書及び支払領収書の写し、改装工事完了後の店舗の写真

補助金の請求 補助金確定通知書を受領後、補助金交付請求書を提出してください。

指定の口座に補助金を振り込みます。**（補助金の前払いはできません。）**